

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

# 川崎町農業委員会

## 4月総会議事録

期 日 令和4年4月8日(金)

場 所 川崎町役場庁舎

2階 入札室

令和4年4月8日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎2F入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後13時30分

2、出席委員(12人)

1番 田所 義信	2番 重藤 義光	3番 中村 明
4番 松江 英幸	5番 星野 宗広	6番 山下 理江
	8番 藤川 航	9番 原 健治
10番 原口 友博	11番 中島 隆	12番 西山 一郎
13番 大内田峰夫		

3、欠席委員(1人)

7番 政時 修

農地利用最適化推進委員(1名)

北永一弘	

4、本会事務局 事務局長 林 勇

会計年度任用職員 城戸 里美

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第2番 重藤委員 第3番 中村委員

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願いについて

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について

その他

事務 局長 定刻になりましたので、ただ今から令和4年4月総会を開催いたします。会長挨拶をお願いします。

議 長 (挨拶)

事務 局長 本日は13名中、12名の出席であります。定足数に達していますので、総会が成立しております。議長は会議規則4条の規定により会長にお願いするようになっておりますので会長は議事進行をお願いいたします。

議 長 それでは議事に入ります。

議 長 議事録署名人は、2番 ●●委員と3番 ●●委員よろしく願います。

事務 局 それでは、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請、番号1について、事務局説明をお願いします。

議 長 議案第1号番号1について説明します。

事務 局 議案書は、1ページです。

朗読いたします。

番号1、譲受人住所、川崎町大字安真木●●●●番地の●、氏名、●●●●、年齢●●、家族構成、人員3、農主1、農従1、耕作面積自作地、11,681㎡、小作地6,905㎡、計18,586㎡、農機具の状況、トラクター・田植機・コンバイン、譲渡人住所、川崎町大字安真木●●●●番地の●、氏名、●●●●、年齢●●、家族構成、人員2、農主0、農従0、耕作面積、自作地1,216㎡、小作地0、計1,216㎡、農機具の状況、なし、土地の所在、大字安真木字大井出●●●●番、地目 田、地積1,216㎡、通作時間、徒歩で3分、申請理由、売買。

譲渡人の●●●●さんは体調も悪く今回、知人の●●●●さんに売買するものであります。申請地すぐ横は、●●さんが耕作していて現在レンゲ米としてDe愛や川崎駅でも販売しています。また、ふるさと納税の返礼品にも使われているということです。4月4日に、●●副会長と●●委員と現地確認しました。2ページに位置図、3ページに航空写真を添付しています。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。現地確認をした有吉 委員、補足説明をお願いします。

●● 委員 4月4日に事務局と現地確認をしました。現地もきれいにしていて特に問題はないと思います。

議 長 ただいま事務局、現地確認しました●●推進委員の補足説明が終わりましたが、これに対して何か質疑及び意見のある方は挙手願います。

議 長

他にはございませんか。

(なし)

無いようですので、お諮りいたします

議案第1号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

賛成多数ですので、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請番号1については、原案のとおり承認とします。

続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請、番号1について事務局説明をお願いします。

事 務 局

議案第2号番号1について説明します。4ページをお開きください。朗読します。

番号1、譲受人住所、行橋市大字長木●●●番地おさぎアパート●●●号、氏名、●●●●、譲渡人住所、川崎町大字安真木●●●番地、氏名、●●●●、土地の所在、大字安真木字土畑●●●番●、地目 田、地積502㎡、申請理由、贈与、申請目的、一般住宅建築です。譲受人の●●●●さんは譲渡人の●●●●さんとは親子関係にあります。現在、●●さんは行橋市に住んでいますが今回、川崎に住むということで父より農地を贈与するという事があります。農地は502㎡ありますが住宅は115㎡建築率22%あることから建築要件を満たしておりますので問題はないと思います。

4月4日の午前中に飯塚農林の担当者、午後より●●委員と●●委員と現地確認しました。5ページに位置図、6ページに航空写真を添付しています。承認いただければ県のほうに進達したいと思えます。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました。現地確認をした●●委員、補足説明をお願いします。

●● 委員

4月4日に事務局と●●委員と現地確認をしました。●●さん親子に関しても特に問題はないと思います。

議 長

ただいま事務局、現地確認しました●●委員の補足説明が終わりました。これに対して何か質疑及び意見のある方は挙手願います。

(なし)

無いようですので、お諮りいたします

議案第2号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

賛成多数ですので、議案第2号農地法第5条第1項の規定によ

る許可申請については、原案のとおり承認とします。  
続きまして、議案第3号非農地証明願いについて、事務局説明  
をお願いします。

事務局

議案第3号非農地証明願いについて説明いたします。  
議案書は7ページです。朗読いたします。

番号1、申請者住所、川崎町大字田原●●●番地の●、氏名、●  
●●●●●、土地の所在、大字川崎字界ヶ坪●●●●番●●、地  
目 田、現況 駐車場、地積21㎡、他2筆、合計142.32㎡  
申請理由、直売所 De 愛および河川駐車場として利用しており農  
地への復旧が困難である。8ページに位置図、9ページに航空写  
真、10ページに現況写真 を添付しています。2月の総会で町  
有地が他にもあるのではないかと言う意見が出ました。それで町  
長あてに要望を出しました。それを踏まえて関係各課での地目変  
更をお願いしているところであります。ざっと見ても1000件  
くらいありますので、業務で関係した時に徐々に地目の変更をし  
ていきたいと思えます。

現地調査委員は4月4日、●●会長、●●推進委員で現地確認を  
しました。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。現地確認をした●●委員、  
補足説明をお願いします。

●●委員

4月4日に●●会長と事務局と現地確認をしました。場所は De  
愛の駐車場として利用しているようです。

議長

ただいま事務局、現地確認しました●●推進委員の補足説明が終  
わりましたが、これに対して何か質疑及び意見のある方は挙手願  
います。

(なし)

無いようですので、お諮りいたします

議案第3号について、承認することに賛成の方は挙手をお願い  
します。

(賛成多数)

賛成多数ですので、議案第3号番号1非農地証明願いによる許可  
申請については原案のとおり承認とします。

続きまして、報告第1号農地法第18条第6項の規定による  
通知(合意解約)について事務局説明をお願いします。

事務局

報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)  
について説明いたします。

議案書は11ページです。朗読します。

番号1、賃貸人住所、川崎町大字安真木●●●●番地の●、氏名、

●●●●、賃借人住所、川崎町大字安真木●●●●番地、氏名、●●●●、土地の所在、大字安真木字武蔵園●●●●番、地目、田、地積、1,518㎡、契約期間、平成29年5月20日から令和9年5月19日、10年間、権利の種類、農業経営基盤促進法による、賃借権、解約理由は耕作者変更による解約です。12ページに位置図、13ページに航空写真を添付しています。以上です。

議 長

ただ今事務局の説明が終わりましたが、質疑及び意見のある方は挙手願います。

(質疑応答)

無いようですので報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)番号1を終わります。

続きまして報告第1号、番号2から番号3、番号4は関連していますので一括報告をしたいと思いましたが意義ありませんか。

(異議なし)では、事務局説明をお願いします。

事 務 局

報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について説明いたします。

議案書は14ページをお開き下さい。朗読します。

番号2、賃貸人住所、川崎町大字安真木●●●●番地の●、氏名、●●●●、賃借人住所、川崎町大字川崎●●●●番地、氏名、●●●●、土地の所在、大字安真木字平ヶ迫●●●●番、地目、田、地積、1,435㎡、契約期間、平成29年11月20日から令和4年11月19日、5年間、権利の種類、農業経営基盤促進法による、賃借権。解約理由は鳥獣被害及び水不足のため耕作不能による解約です。

番号3、賃貸人住所、川崎町大字安真木●●●●番地、氏名、●●●●、賃借人住所、川崎町大字川崎●●●●番地、氏名、●●●●、土地の所在、大字安真木字平ヶ迫●●●●番、地目、田、地積、3,171㎡、契約期間、平成30年5月20日から令和5年5月19日、5年間、権利の種類、農業経営基盤促進法による、賃借権。解約理由は鳥獣被害及び水不足のため耕作不能による解約です。

番号4、賃貸人住所、川崎町大字安真木●●●●番地、氏名、●●●●、賃借人住所、川崎町大字川崎●●●●番地、氏名、●●●●、土地の所在、大字安真木字平ヶ迫●●●●番、地目、田、地積、2,004㎡、契約期間、平成29年11月20日から

令和4年11月19日、5年間、権利の種類、農業経営基盤促進法による、賃借権。解約理由は鳥獣被害及び水不足のため耕作不能による解約です。15ページに位置図、16ページに航空写真を

添付しています。ここの農地は区画整理もしていますので圃場としてはきれいな農地であります。この農地を誰か作ってみようかと思われる方がいましたら現地を確認して利用権を結んでください。以上です。

議長

今、事務局の説明がありました。他に質疑がある方、何かありますか。

(なし)

ないようですので報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)番号2~番号4について終わります。続いてその他に入ります。その他ございますか。

事務局

3月総会で質問があった3条で農地を荒平に買った福岡市の神谷さんですが電話で確認しました。今、伐採も進み後撤去をする段階です。その後、耕うんする作業が残っているそうです。徐々に農業出来る状態に進んでいるそうです。川崎町に移住する事についても荒平地区の会合に出て空き家がないかなど地域の人に聞いているみたいです。今後は●●さんと連絡を取りながら皆さんに進捗状況を報告したいと思います。続きまして、同じく3条で安宅に農地を取得した●●さんですが、来週の月曜日から農地に果樹を植えていくそうです。同じく●●さんについても同様、総会で進捗状況を報告したいと思います。

後、もう1点●●委員より信託の引受人とはどういう意味ですかという質問の答えですが、自分の大切な財産を信託銀行に受託して管理運営をしてもらう制度。農地の信託は原則として禁止だそうです。

農業新聞、農業者年金の加入推進をお願いします。活動記録簿ですが来週の火曜日に県(飯塚農林事務所)が実績報告書を確認に来ます。その中で活動記録簿の提出を求められていますので、未提出の委員さんは月曜日までに事務局に提出して下さい。

4月20日の水曜日に皆さんが活動した能率給が皆さんの指定された口座に振り込みされますので確認をお願いします。

議長

他にないですか。

●●委員

先ほど●●●くんが木城の農地を合意解約しましたが、木城の営農組合はしないのですか。

事務局

木城の営農組合に確認してみます。

議 長  
●●● 委員

他にないですか。

荒平の●●さんが購入した農地に関しても、毎日車 2 台で来て作業をしているので徐々に農業出来るようになると思います。

事 務 局

荒平地区担当の●●委員も現状を確認して事務局に報告して下さい。

議 長

他にないですか。

(なし)

以上をもちまして本日の議題はすべて終了しました。

次回の総会は 5 月 10 日 (月) 13 時 30 分から開催します。

これで川崎町農業委員会 4 月総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 14 時 10 分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

2 番委員 \_\_\_\_\_

3 番委員 \_\_\_\_\_

議 長 \_\_\_\_\_